

記入例

伐採及び伐採後の造林届出書

年 月 日

豊田市長 様

住 所
届出人

印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

森林の所在 場 所			伐採 面積		伐採の 方法			伐採樹種	伐採 齢	伐採の 期間	伐採後の 造林の 方法	伐採後の 造林の 期間	伐採後の 造林樹種	伐採後の 造林の 方法別 及び樹種別の 造林面積		伐採後に 植栽する 樹種別の 植栽本数	伐採跡地の 用途	備考
町名	字	地番			主間 伐別	伐採 種別	伐採 率							ha	本			
〇〇町	〇〇	4	0	03	間	30	杉	36	5/12 ~ 6/30									
〇〇町	〇〇	5	0	23	主	皆	100	その他 広葉樹	31 30-40	〃	ぼう芽 更新		0	23				
〇〇町	〇〇	6	0	35	主	択	20	杉	30	〃	植栽	5/12 ~ 6/30	杉	0	35	130		
〇〇町	〇〇	7	0	05	主	皆	100	杉	30	〃							駐車場	
計			0	66														

注意事項

- 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 伐採種別欄には、主伐をしようとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇~〇」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
- 伐採後の造林の方法欄には、植栽、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、(補助)と記載した上で、行う作業の種類を記載すること。
- 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
- 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
- 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。

※ 伐採の届け出をされる方は、次の伐採届出人としての権利・権限の種類及びこの届出書の内容についての連絡先についても記入してください。

(該当する項目に○をつけるとともに、必要事項について記入してください。)

1 森林所有者である場合

電話番号 _____

2 森林所有者でない場合 (地権者等に確認の連絡をする場合があります。)

(1) その関係は

- ア 立木を買い受けている
- イ 立木の伐採を受託している
- ウ 伐採の委任を受けている

エ その他 (土地貸借契約を結んでいる)

契約書の写しを添付してください。

(2) 森林所有者は

住 所 豊田市〇〇町1-2-3

氏 名 豊田 太郎

電話番号 (0565) 12-3456

(3) 届出人の連絡先 (書類に関する問合せ先を記入してください)

電話番号 98-7654

担当者名、その他

〇〇測量事務所 担当 〇〇

※伐採を行うにあたり、森林の所在場所において関係する法令があればご記入ください。(任意)

法令名、許可日(見込)等
砂防法(申請中:10月中旬許可見込)
自然公園法(申請中:10月中旬許可見込)

《注意》伐採ができるのは、届出日より30日~90日後です。

添付書類 可能であればA3またはA4サイズだと助かります。(任意)

- 1 位置図(住宅地図の写し等 1/2500~1/5000程度)
- 2 公図の写し
- 3 求積図(伐採区域・面積がわかるもの)
- 4 計画(利用)平面図(地域森林区域を記入してください)

「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出について

森林の立木を伐採する際には届出が必要です。

森林法（第10条の8）により、森林を伐採する際（1ha未満）には、あらかじめ豊田市長に伐採の届出をする必要があります。

なお、開発する面積が1haを超える場合は、愛知県知事の許可（林地開発許可）が必要です。

届出の対象となる森林	「地域森林計画」の対象となる民有林 (豊田市役所森林課の窓口で確認できます。)
必要書類	・ 『伐採及び伐採後の造林届出書』 ・ 位置図（住宅地図の写し等 1/2500～1/5000） ・ 公図の写し ・ 求積図（森林区域を除外する面積のわかるもの） ・ 計画（利用）平面図 ※ 図面等については縮尺は問いませんが、 1/2500～1/5000だと助かります。
届出の期日	伐採を開始する日の90～30日前の間 ※ 予め、他法令の許可見込日を考慮してください。
届出の窓口	豊田市役所 森林課

●注意事項

(1) 砂防法、自然公園法等に指定されている場合は、それぞれの法令により許可や届出が必要となります。その場合、『伐採及び伐採後の造林届出書』の伐採日は関係法令の許可・届出後となります。

(2) 伐採する森林が「保安林」に指定されている場合や「1haを超える開発の場合」（林地開発許可）は別の許可申請になります。

<保安林、林地開発許可に関する問合せ>

愛知県豊田加茂農林水産事務所 林務課 (0565)32-3381 内線 352

【問合せ・届出窓口】豊田市役所 産業部 森林課 林務担当

(0565) 62-0602 (直通)

保安林かどうか

(県豊田加茂農林水産事務所林務課に照会)

NO

地域森林計画対象民有林かどうか

(県豊田加茂農林水産事務所林務課
または豊田市役所森林課に照会)

NO

その他の関係法令(砂防
法等)に従ってください。

YES

1 ha を超えるかどうか

(県豊田加茂農林水産事務所林務課)

NO

「伐採及び伐採後の造林届出書」
を豊田市森林課に提出

YES

林地開発許可

(県豊田加茂農林水産事務所林務課)